



## 第5期はだの男女共同参画プラン 概要版

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）

男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の効果、少子化など社会情勢、法整備の進展等により、市民のジェンダーに関する意識に変化が見られるなど、着実に前進しています。一方で、固定的な性別役割分担意識とジェンダーギャップが残っており、日常生活や社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える方々がいます。

このような課題の解決や支援に向けた取組を一層推進するため、令和8年3月に「第5期はだの男女共同参画プラン」を策定しました。

### 1 趣旨

全ての人々が個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、基本目標、基本理念を示し、男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため策定しました。

### 2 位置付け

本プランは、次の各法律に基づく計画として、第6次男女共同参画基本計画、かながわ男女共同参画プランを勘案して策定しました。

- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者暴力防止法
- 女性活躍推進法
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

### 3 男女共同参画を取り巻く状況

- 女性の就業者数の増加
- 男性育児休業取得率の上昇
- 正規雇用率・賃金における男女間格差
- ハラスメントを許さない意識の高まり
- テレワーク、時差出勤など働き方の選択肢の拡大
- ジェンダーギャップの解消、ジェンダー平等への潮流
- 「男性は仕事、女性は家庭を優先」といった固定的性別役割分担意識に変化
- 円滑な生活を営むうえで困難な問題を抱える女性への支援の要請

#### 4 基本目標

すべての人が 自分らしく 個性と能力を発揮できる社会へ

全ての人が個人として尊重され、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画することができ、個性と能力を十分に発揮しながら自分らしく豊かな生き方をすることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

#### 5 基本理念

○人権の尊重 ○社会における制度又は慣行についての配慮 ○政策等への立案及び決定への共同参画 ○家庭生活における活動と他の活動の両立 ○国際的協調

#### 6 基本方針

基本目標及び基本理念の下、次の5つの基本方針を定めました。

**基本方針1** あらゆる分野における男女共同参画の推進

・全ての人が性別等にかかわらず意思決定過程に参画できるよう推進

**基本方針2** 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

・ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための啓発  
・個人に合った多様な働き方が選べる職場環境

**基本方針3** 男女共同参画の視点による健やかで安全・安心な暮らしの実現

・様々な困難を抱える人に対する支援  
・健康な生活を送るための支援  
・男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

**基本方針4** 男女共同参画の実現に向けた意識改革

・固定的な性別役割分担意識の解消に向けた教育・啓発

**基本方針5** 推進体制の整備・強化

・市民団体と協働した啓発・意識調査による効果的な推進  
・庁内推進機関、庁内各部署の連携による計画的で効果的な推進



ジェンダーとは?



ジェンダーは、社会的・文化的に作られた性別のことです。ジェンダー間の格差(教育、収入、社会的地位など)は、本来の個人の能力とは関係なく、これが男らしい、これが女らしいといった固定的な性別役割分担意識の結果であり、このような社会的・文化的に作られたジェンダーによる不均衡(ジェンダーギャップ)や、差別・偏見が解消された状態がジェンダー平等です。「男性は仕事、女性は家庭」「主たる稼ぎ手は男性」のように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識や思い込みが、働き方・暮らし方の変革による男女共同参画の実現にとって、大きな障壁となっています。

## 7 施策の方向及び指標

5つの基本方針の下に、13の施策の方向及び18(再掲含む)の指標を定めました。

### 基本方針1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

#### (1) 政策・方針決定過程における女性の参画

- 指標** ○市の審議会等における女性委員の登用率  
○防災会議の委員に占める女性の割合  
○市の管理職等(課長代理級以上)における女性の割合

#### (2) 職業生活における女性活躍の促進

- 指標** ○「妊娠・出産後も女性が仕事を辞めずに働き続ける」という考えに肯定的な考えを持っている市民の割合

#### (3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

- 指標** ○ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある母親の割合(1歳6か月児健康診査時調査)  
○保育所等待機児童数  
○ファミリー・サポート・センターの支援会員数  
○認知症サポーター養成者数



### 基本方針2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

#### (1) ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進と、仕事と生活を両立するための環境づくり

- 指標** ○ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思う市民の割合

### 基本方針3 男女共同参画の視点による健やかで安全・安心な暮らしの実現

#### (1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援

#### (2) 様々な困難を抱える女性等への支援

- 指標** ○女性相談室案内カードの設置箇所数  
(3) 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援

#### 指標 ○特定健康診査受診率

#### (4) 防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進

- 指標** ○防災会議の委員に占める女性の割合【再掲】  
○防災講演会等の参加者数



### 基本方針4 男女共同参画の実現に向けた意識改革

#### (1) 男女共同参画教育の充実

#### (2) 男女共同参画社会の実現に向けた 意識 啓発事業の推進

- 指標** ○「男性は仕事を、女性は家事・育児を優先」という考えに否定的な考えを持っている市民の割合

- はだの男女共同参画フォーラム(講演会)参加者の満足度

- 社会全体を通して男女が平等だと感じる市民の割合

### 基本方針5 推進体制の整備・強化

#### (1) 市民団体との協働による啓発と意識調査

- 指標** ○市民団体との協働による男女共同参画に関する啓発活動・調査活動の実施回数

#### (2) 年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の適正管理

- (3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進

- 指標** ○市の男性職員の育児休業・部分休業の取得割合

## 8 市民及び事業者の役割と行動指針

男女共同参画社会の実現には、市民及び事業者が、それぞれの役割を認識し、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、行動指針を参考として、身近なところから行動することが必要です。

生涯にわたり心身の健康課題に対処しながら生活の質を高め、経済的な自立を意識し、共に支え合う関係と自分らしいライフスタイルを実現することがますます大切になっています。

### <市民の行動指針>

「自分らしさ」を認め合い、責任と喜びを分かち合う豊かな人生

- 自分らしさ、自分の気持ちを大切にしましょう。
- 性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢、国籍などにとらわれず、それぞれの人の個性と意見を尊重しましょう。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）で、それぞれの豊かな人生を送りましょう。
- 未病の改善、疾病の予防や早期発見に心がけましょう。

### <事業者の行動指針>

女性の活躍と従業員のワーク・ライフ・バランスが実現された持続可能な職場環境

- 労働者の多様な働き方や健康に配慮した、働きやすい環境づくりに努めましょう。
- 性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢や国籍などに関わらず、それぞれの適正や能力に基づいた採用や職場配置を行いましょう。
- すべての事業所が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と女性活躍の推進に努めましょう。

## 9 進行管理と年次報告書の公表

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の進行管理を行います。

- 庁内推進組織「男女共同参画推進会議」において、推進状況の把握及び対応策の検討、ジェンダー平等の視点の確保とジェンダー主流化の推進を図ります。
- 年次報告書の公表を行います。

### 編集・発行

秦野市 暮らし安心部 市民相談人権課  
〒257-8501  
秦野市桜町一丁目3番2号  
TEL 0463-82-7618（直通）

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>



 秦野市